

2世区情第270号
令和2年7月29日

世田谷区公文書管理委員会 様

世田谷区長 保 坂 展 人

公文書の廃棄に関する考え方について（諮問）

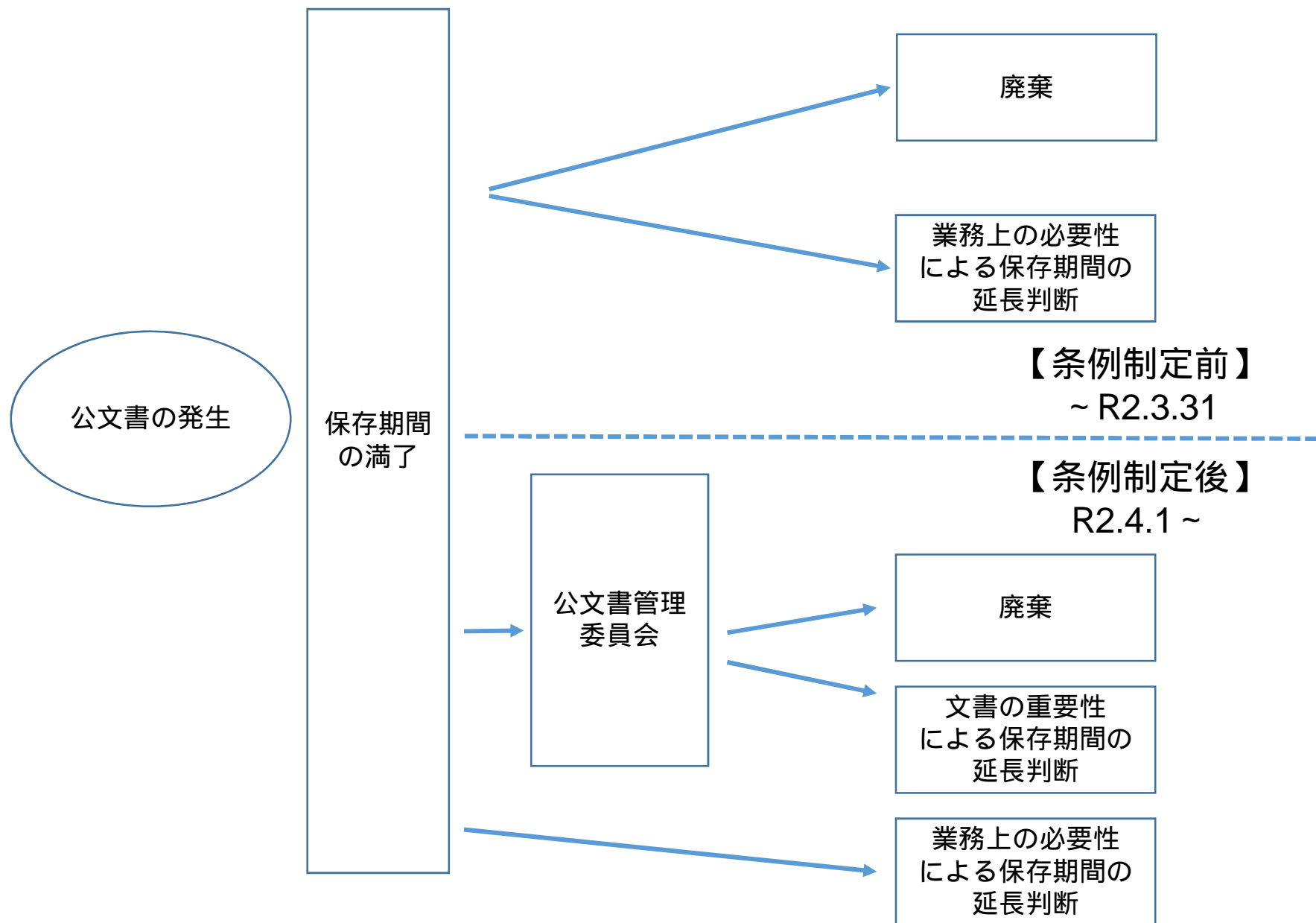
世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第11条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

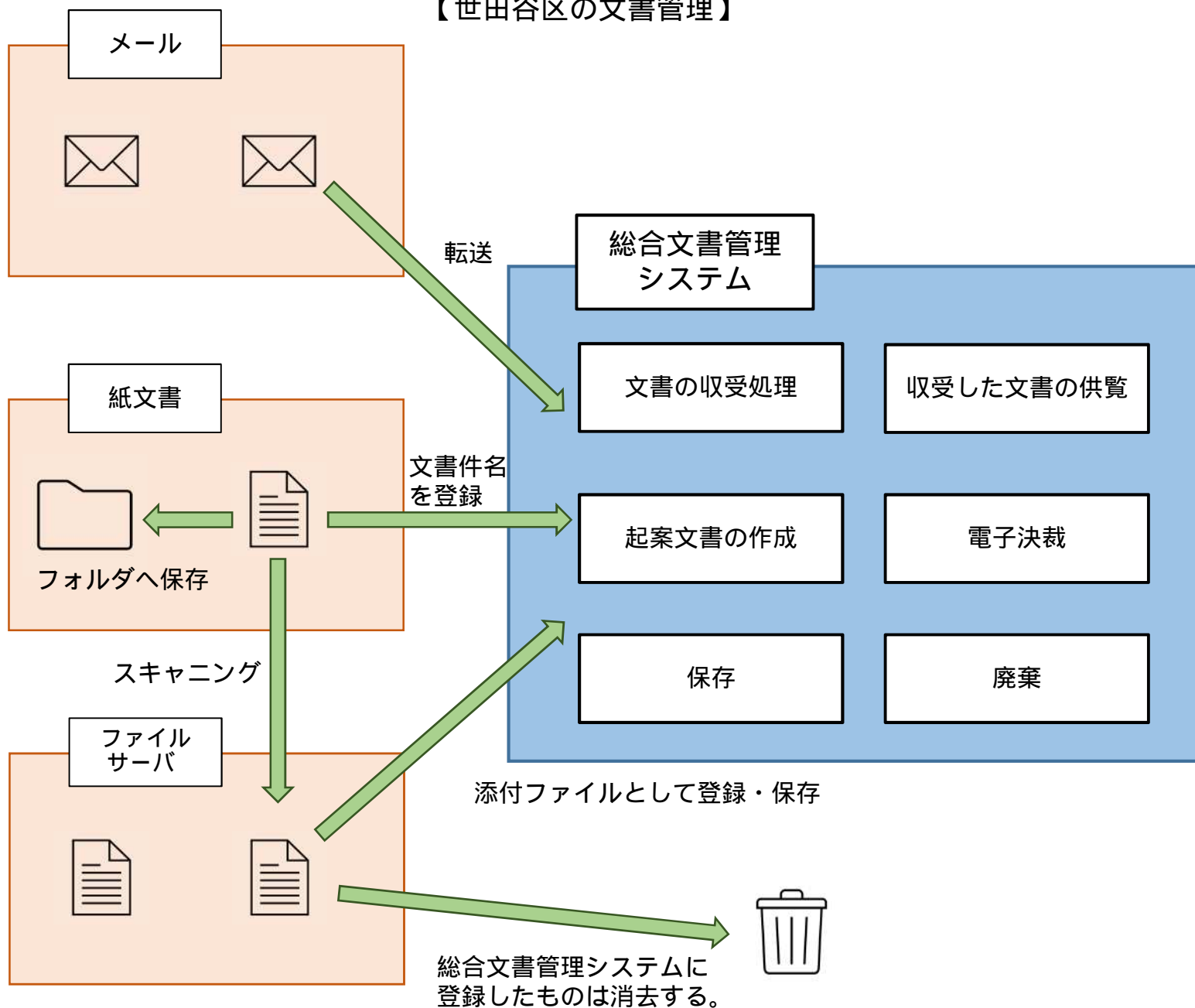
1 諮問件名
諮問第2号 公文書の廃棄に関する考え方について

2 諮問理由
区は令和2年4月1日に公文書管理条例(令和2年3月世田谷区条例第4号)を施行しました。同条例は、公文書の適正な管理について定めたものですが、歴史資料として重要な公文書の保存及び利用に関する規定は定められておらず、区としてどのような文書が歴史的公文書に該当し、それをどのように取り扱っていくかについては、区として今後検討していくこととしています。
そのような中で、歴史的公文書の取扱いが条例に定められるまでの間も、区における歴史的公文書に相当する重要な公文書が、保存期間が満了したことのみをもって廃棄されることが無いよう、公文書の廃棄にあたっては公文書管理委員会の意見を聴くこととしています。この手続きに関する考え方につき、公文書管理条例第11条の規定に基づき、諮問します。

【世田谷区における保存期間満了後の公文書の流れ】



【世田谷区の文書管理】



【公文書の分類体系】

